

第64回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2020年（令和2年）1月27日（月）16時～18時

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 井田 香奈子（朝日新聞東京本社国際報道部次長）
委員 村木 厚子（元厚生労働事務次官）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）
太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授、博士（政策研究））
田中 良（杉並区長）
浜野 京（信州大学理事（特命戦略（大学経営力強化）担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）
鈴木 正朝（新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授、一般財団法人情報法制研究所 理事長）

（日弁連）

会長 菊地 裕太郎
副会長 関谷 文隆、白 承豪、原田 直子
事務総長 菰田 優
事務次長 大坪 和敏、武内 大徳、奥 国範、永塚 良知、柳楽 久司、佐熊 真紀子、添田 真一
次期事務次長 藤原 靖夫
広報室室長 吉岡 祥子

（説明協力者）

広報室嘱託 松田 由貴
日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長 上相 裕章

以上 敬称略

1. 開会

（奥事務次長）

それでは、定刻を過ぎておりますので始めさせていただきます。進行は、担当事務次長の奥国範の方でさせていただきます。冒頭のみ進行させていただきます。あとは議長にお願いしたいと思っております。座って進めさせていただきます。

まず、お手元の資料を確認させていただければと思います。事前送付資料のほかに、当日配布としてレジユメをご用意しているかと思えます。

また、2019年版の弁護士白書が完成いたしましたので、こちらも委員の皆様のお手元に配布させていただいております。次回以降は毎回机上にご用意させていただきますので、お持ちいただく必要はございません。

併せて、日弁連の70周年記念誌という冊子もお手元に置かせていただいております。ちょっと重くなってしまうかもしれませんが、どうぞお持ち帰りいただいて、こちらもお目通しいただければ有り難いと思っております。

それでは、本日は、4名の新任の委員の方に来ていただいております。順次ご挨拶を恐縮ながら簡単に一言ずつお願いできればと思っております。

まず、太田委員は、共同通信社の編集委員をされていらっしゃると思っております。よろしくお祈いします。

(太田委員)

共同通信社編集委員の太田と申します。先生方には、平素から弊社の報道活動等で大変お世話になっております。目線低く、まさに市民目線で、娑婆感覚でいろいろ発言してまいりたいと思えます。どうかよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

(奥事務次長)

続きまして、鈴木委員は、現在、新潟大学大学院現代社会文化研究科、そして法学部で教授をされていらっしゃる。また、情報セキュリティの関係にお詳しいと思っております。一般社団法人情報法制研究所の理事長もされていると思っております。

(鈴木委員)

主に、プライバシーと個人情報保護法、マイナンバーをやっております。議長の北川先生とも、官民データ基本法やマイナンバーでいろいろとお仕事させていただいております。よろしくお祈いいたします。

(奥事務次長)

そして、田中委員は、杉並区長でいらっしゃる。基礎自治体のお立場で、住民の真の声を代弁していただけると有り難く思っております。よろしくお祈いいたします。

(田中委員)

よろしくお祈いします。

(奥事務次長)

続きまして、浜野委員は、現在、信州大学の特命戦略大学経営力強化をご担当されていると思っております。もともとはJETROに長くお勤めになられ、JETROの理事をされており、また内閣官房のクールジャパン戦略の政策参与も務めていらっしゃるというこ

とで、国際関係であったり、経営力強化、いろいろな観点からご示唆いただければと思います。

(浜野委員)

浜野でございます。今回ご一緒させていただきますので、いろいろなお話をさせていただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

(奥事務次長)

ありがとうございました。それでは、ここからの進行につきましては、北川議長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

2. 開会挨拶

(北川議長)

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。本日は、湯浅誠委員さんがご欠席でございます。

それでは、第64回の市民会議を開催させていただきます。

3. 菊地裕太郎日弁連会長挨拶

(北川議長)

それでは、最初に菊地裕太郎日弁連会長さんから一言ご挨拶をいただきます。

(菊地会長)

会長の菊地裕太郎でございます。本日は、まだ正月気分の抜けきらない忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の市民会議では、国民投票法と法テラスの委託事業についてお話をさせていただきました。国民投票法については、ご案内のとおり、まだ緒に就かないというか、就きつつあるのかよく分かりませんが、微妙なところでございます。あまりこちらから一生懸命火を着けるのもいかなものかということで、この間、静観しておりますが、各地では憲法に関連するいろいろなイベントが開かれています。先週の土曜日には、憲法動画コンテストと題し、人権というテーマの動画作品を募集して、約70点集まりました。結構、小学生、中学生、高校生など若い方からの応募も多く、生き生きとした動画を作っていただきました。非常に面白かったです。新聞やテレビでも報道されて、市民目線の憲法はどうあるんだろうということを考える機会になったのではと思います。

それから、法テラスの委託事業ですが、これから外国人労働者を受け入れるということで、法務省からも通知があり、各弁護士会と連携して、各地のワンストップセンターの体制を構築すべく頑張っているところです。ですが実は、在留資格のない外国人については、例え資力要件を満たしていても、法テラスの援助事業は適用されません。これを放置することはできないということで、日弁連は1億数千万円ほどの費用をかけて、委託援助事業に取り組んでいます。

今般の状況に鑑みて、法テラスの費用で本格事業化していただきたいという運動を、かなりしてまいりましたが、3月の民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめには、「課題が多く難しい」と書かれる予定であり、非常に大きな悩ましい問題です。

犯罪被害者の支援についても、日弁連が1億7千万円ほどの費用をかけて取り組んでいますが、こちらも本格事業化に向けての運動を強めていきたいと思えます。

お陰様で、市民会議でいろいろなご意見をいただき、私もそれを糧にして運動をしてまいりました。今後ともいろいろな課題がございますので、是非市民会議の先生方の力強い、または厳しいご批判を浴びながら努めていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に議事録署名人でございますが、恐縮ですが、河野委員さんと村木委員さんを指名させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

5 議事

(北川議長)

それでは、本日の議題に入らせていただきます。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきます。

議題① 家族の多様性と女性の活躍について

(北川議長)

第1の議題として、「家族の多様性と女性の活躍について」を検討していきたいと思えます。原田直子副会長にご説明をお願いいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

(原田副会長)

副会長の原田と申します。福岡県弁護士会所属です。事前送付資料で1枚の簡単なポンチ絵のようなものをお配りしていると思えますが、あまりそれにとらわれずに喋ることになるかと思えますので、よろしく願いいたします。

平成11年に男女共同参画社会基本法が成立してから、20年が経とうとしています。内閣府の男女共同参画基本計画も第4次となり、今年はその最終年となります。202030を合言葉にしてきましたけれども、その最終年の2020年を迎えたわけです。

第4次基本計画の前文では、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全

体で取り組むべき最重要課題であると述べられております。

そして、あらゆる分野における女性の活躍のための諸政策として、雇用の分野や政策決定過程の女性の参画が取り上げられ、女性活躍推進法や子育て支援が具体化されていますが、一方、家族の多様化への対応は、計画中に取り上げられてはいるものの、例えば婚姻外で生まれた子供、非嫡出子の相続分の平等化や婚姻禁止期間の短縮など、最高裁判所が違憲と認めたもののみが、わずかに改正されただけで、その他は具体化されていません。

公的分野で女性が活躍し、また社会の多様化を進めていくためには、家族という私的分野での生活の充実や、個人の尊重が確保される必要があるのではないのでしょうか。

その大きな問題点として、法律婚中心の我が国の家族制度があると思います。その問題点は、二つあると思います。一つは、法律婚をしないと不利益がある、平たく言うと、損をするという問題です。それは、相続と税制に顕著に表れています。法律婚をしていなければ、所得税の配偶者控除が受けられませんし、配偶者間の住居用不動産の贈与に関する特例も受けられません。

また、法律婚をしていなければ、相続人になれませんから、相続で税に関する基礎控除の数にもカウントされませんし、配偶者の控除もありません。

では、法律婚をすればいいではないかとどこからか聞こえてきそうですが、ところが我が国の認める法律婚の内容にも問題があります。ここからが、本日の本題になります。

まず、氏、姓の問題です。民法は750条で、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称するとしており、法律婚をすれば、夫婦の姓をどちらかに統一しなければならないことになっています。

そして平成28年の統計では、96%が妻、女性が氏を変えています。二人とも初婚の場合は、97.1%。つまり、2.9%しか夫の氏を称していないということになります。

平成27年12月16日に、最高裁判所は、選択的夫婦別姓を認めない現在の婚姻制度は合憲であるとの判断を示しました。その理由は、婚姻の際の氏の変更を強制されない自由は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとは言えないと。夫婦同氏制度それ自体に、男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。

つまり、夫または妻の氏を称するとしているのだから、どちらかを選ぶのは自由なので、そこに不平等はないということ。

それから、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法24条の要請に照らして、夫婦同氏制度が合理性を欠くとは認められないということでした。

これに対しては、5名の裁判官が反対意見を述べました。つまり、憲法違反であるという意見を述べたのです。この5名の裁判官の内訳は、当時最高裁判所に3名いた女性裁判官全員と、弁護士から裁判官に任官した二人の男性裁判官でした。

その意見は、著しい女性の社会進出を背景に、婚姻による改正が、個人の識別機能に支障を生じさせ、業績、実績、成果などの法的利益に影響を与えかねず、自己喪失感をもたらすということもある。

つまり、例えば学者の方は、論文の最初にご自分の名前を書かれますが、その名前が変わると違う人の論文になってしまう。私も例えば、セクシュアルハラスメントの認められた最初の訴訟で代理人を務めたのですけれども、もし名前が変われば、これは私が取った判決だとはなかなか言いにくいというようなことがあります。

そして、これらの負担がほぼ常に女性に生じている。その要因としては、女性の社会的、経済的な立場の弱さや、家庭生活における立場の弱さ、そして事実上の圧力など、様々なものによること。

それから、仮に夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用していること。夫が私の氏を称するとすると、何か親戚一同にいろいろ言われそうだなとか、夫が外で君は養子になったのかななどと言われるのではないとか、いろいろ心配事があって、結局は夫の氏を名乗ることに妥協してしまうということで、このような負担を避けるために、法律婚をしない選択をする者を生んでいること。

そして、氏が基礎的な集団単位の呼称であることの合理性や、意義があるとの多数意見には賛同するが、それは全く例外を許さないことの根拠になるものではないなどを理由に、少なくとも現時点においては、民法750条が夫婦別氏を認めないものである点において、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、憲法24条に違反するという、少数意見ではありますが、5人の反対意見がありました。

そして、2019年10月2日に同じような事件で、東京地方裁判所で判断があったのですけれども、これも夫婦同氏の強制が違憲であるとはしなかったものの、この最高裁判所の少数意見を取り上げて、この氏は名と相まって、人が個人として尊重される基礎である。その個人の人格の象徴であるとし、その変更はアイデンティティの喪失感や不利益を受け、妻となる女性はその不利益を受ける場合が多いと指摘していますし、この別氏使用の希望は憲法14条1項後段に定める信条に当たると指摘しています。

この問題は、女性差別撤廃委員会の国別報告審査でも何度も勧告を受けており、更には平成30年に発表された内閣府の世論調査でも、別氏を認めて良いとする意見が、認める必要がないという意見の約1.4倍になっております。マスコミの世論調査では、別氏を認める意見が過半数を占めるようになってきました。

実は、私たちの職業においても、職務上の氏名、つまり通称の使用を認めています。その登録をしますと、仕事の上では、職務上の氏名だけしか使えません。しかし、登記などの関係では戸籍上の氏名しか認められず、例えば未成年者後見人の登記、あるいは社外取締役としての登記、あるいは法人の清算人としての登記など、様々な場面で戸籍上の氏名を求められます。

依頼者から見れば、あれ、この先生の名前は何だったのというような職責への不安を感じさせる要素にもなりかねません。そのため、実は事実婚で通している、あるいは、ペーパー離婚しているという同業者も少なからずいるのが現状です。

一方、通称使用を拡大すればいいのではないかという議論もありますけれども、それ自体、同氏の強制が不合理であることの証ですし、根本的に自分が何者であるかを公的に認められないという、個人の尊厳の尊重という問題から目をそらしていると言わざるを得ません。

もう一つ、法律婚の問題点としては、同性の婚姻を認めていないということがあります。配偶者、すなわち、私生活上のパートナーの選択は、精神的にも肉体的にも、個人のプライバシーに深く関わる人格権の重要な一内容です。

現在、同性をパートナーとして法律婚することはできません。民法では、明確に夫婦・夫・妻といった言葉を使っており、法務省はこれを根拠に同性間の婚姻届を受理していません。

憲法24条は、家庭生活における両性の本質的平等をうたっており、憲法も異性婚しか認めていないとする議論もありますが、憲法制定当時は同性婚についての検討はなされておらず、憲法24条に関わらず、個人の平等と幸福追求権を認めた憲法13条、14条からすれば、同性婚を排除する趣旨ではないという憲法学者もたくさんいらっしゃいます。

法律婚が認められないために、同性カップルは、子供を持ちたくても生殖補助医療の支援を受けることができません。特別養子縁組はもちろん、普通の養子縁組でも、二人ともが親になるということができないために、二人で親権を分かち合って育てるということもできません。

心と体の性が一致しない人は、外科的手術を受けなければ、戸籍上の性を変えることができず、したがって、心の性が異性に向かっている、つまり生物学上の性が男で、心の性が女の人が、男性を好きになっても、これは法律上は同性とみなされて、法律婚をすることができません。

異性間の事実婚で述べた問題は全て該当するだけでなく、現在は事実婚の男女に認められている社会保障制度も、配偶者としては認められません。例えば公営住宅の入居も、自治体によるということで、性的マイノリティに対する理解がある自治体であれば入居は可能ですけれども、規則を杓子定規に扱うような自治体では、公営住宅に入居することもできないというのが現状です。

生死にかかわる病気で入院しても、家族としてさえ認められず、医師の説明への同席や最期のときへの立会いが認められないというケースも珍しくありません。

日弁連は、455名の方々から、同性婚を認めない現在の制度は、同性愛者、両性愛者等の人権を侵害するものであるとの人権救済申立てを受け、2019年7月19日に、同性の当事者による婚姻に関する意見書を発表いたしました。ホームページに掲載しておりますので、機会があれば是非お読みいただきたいと思います。

本日は、現在の法律婚制度の二つの問題、法律婚をするかしないかの問題と法律婚の中に内在している問題をそれぞれ述べさせていただきましたが、個人の生き方や家族の在り方は多種多様です。父母と2人の子供という標準家庭にとらわれた制度では、そこから外れた選択をした個人や家族は、いつまでも辛い差別にさらされなければなりません。

日弁連は、公的・私的両方の分野から、男女共同参画を進めるとともに、生物学上の性にとらわれず、全ての人たちの個人の尊厳が尊重される社会の実現に向けて、努力してまいります。どうもありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。ただいまの原田副会長のご発言に対して質疑を始めていきたいと思いますので、どなたからでも委員さん、ご意見、ご質問等々ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。どうぞ。逢見委員。

(逢見委員)

逢見です。ちょっと私中座しなければいけないので、先に発言させていただきます。

法律婚をしなければいろいろと不利益が生じるという問題意識は、私どもも持っております。特に今課題として二つ出ている選択的夫婦別氏制度と同性婚を認める法改正については、全面的にこれを支持したいと思っています。

私の周辺にも、職業上は旧姓を使って仕事をしているという女性の方は結構いるのですが、例えば海外出張をする際にパスポートを持つ場合、これは戸籍上の姓でなければいけないんですよね。そうすると、当然パスポートと航空券は一致しないと飛行機に乗れないので、航空券の名前は戸籍上の名前になると、全然知らない人が乗っているような感じがあります。

そのくらいだったらまだいいのですけれども、例えば国際会議などへ行くと、パスポートと身分証明書を照合しないと会場に入れないことがあるのですが、会社からもらっている身分証明書は、職業上使っている別氏の姓なんです。パスポートは戸籍上の姓なので、一致しないではないかと、別人だとみなされて、会議場に入れないとか、そういうことが実際に起こってまして、そういう不都合が、仕事をしている人たちの中に出てきています。やはりこれは、一つの時代の変化とともに変えていかなければいけない課題です。そうしないと、女性が特に仕事上不利になるということになりかねないので、進めるべきだと思います。

同性婚も、やはり多様性を認めていくということは、欧米では進んでおりまして、性が一致しない、あるいは同性が好きになるということは、決して差別の対象であってははいけなし、それから、そういうことでカップルが法律上の権利も得られないということは、結果的にマイノリティを差別していることとなりますので、こうしたことは、時代の流れに合わせて変えていかなければいけないと思います。

同性婚については、憲法の問題があって、両性の合意というのがあるんですけど、これは必ずしも憲法を改正しなくても可能ではないかという説が、多数説と言えるのかどうか分かりませんが、私は、これも法改正は可能だという立場でやっておりますので、是非これは進めるべきだと思っております。

(北川議長)

逢見さん、連合としては、この問題については、ご議論いただいたり、運動などはしているのですか。

(逢見委員)

選択的夫婦別氏制度はずっと前から政策として主張していますし、性的マイノリティの問題も、2019年にハラスメント禁止の法律が出たのですが、このハラスメントの中に、性的マイノリティに対するハラスメントも含むべきだと主張しています。これは法律そのものの条文には書いていないんですけども、附帯決議の中に生かされて、趣旨としては指針の中にも入っておりますので、そういう形で進めております。

(北川議長)

分かりました。どうぞ。井田さん。

(井田委員)

選択的夫婦別氏の問題ですけれども、私はこの領域を取材していたこともあって、いまだに実現していないのかと本当に驚いてしまいます。1996年、平成8年に、法制審議会でも選択的夫婦別氏制度の導入というのは提言されていて、よほどのことがない限り、法制審議会でも答申されたものはきちんと法律になっていくはずなのに、これはどちらかというところ、政府というよりは、国会でなかなか承認を得られない問題なのかなと思っています。

やはりいろいろな誤解があって、代表的なのは、夫婦別姓の制度を選択的であれ導入すると、皆が別姓にしなければいけないんじゃないかと誤解されがちであるということと、何か別姓の親を持つ子どもがかわいそうじゃないかという誤解です。国会議員の方の話を聞いていると、そういうふうにも思われがちなのかなということを感じます。筋論ではなくて感覚的な、どういう社会になってしまうんだらうという、分からないことへの不安が大きくて、なかなか法制化されないのかなと思っています。

それで、やはり新しいアプローチが必要ではないかと思います。理屈の部分では、多分日弁連さんが言っていることは、相当の部分伝わっていると思いますし、若い世代は選択的夫婦別姓制度導入の意見の方が恐らく多いのだと思いますので、それをいろいろな世代の人に理解していただくための補助というか、どのような取組をされているのか、お聞きしたいと思います。

(原田副会長)

今は、私どもは意見書を出したり、あるいはいろいろな集まりを開催したりするという感じですが、政府が、まだ世論が合意できていないというようなことを言われていることについては、世論調査の結果は、随分改善していますので、どちらかというところやはり議員さんによく理解していただくことが重要なのかなと感じておまして、議員さんにお話をしていくとか、院内で集まりを持つとか、そういうところに力を入れております。

私どもがというよりは、別姓を求める女性の集まり、あるいは今男性も結構いらっしゃって、そういう方たちがかなり強く運動をしていらっしゃいますので、弁護士会として中心になってやるというよりは、そこに一緒にやるということの方が多いです。

私どもの方でも、職務上の氏名を使っている人が困っていることについて今度調査をいたしまして、職務上の氏名を使える範囲を拡大することと、困っていることをもっと実際に

使っている者として出していこうということも考えております。

(北川議長)

いいですか。どうぞ。

(河野委員)

ご報告ありがとうございます。先ほど、世論が盛り上がっていないというのが、なかなか進展しない理由だというお話がございました。今回提案していただきました選択的夫婦別氏制度の導入に関しても、同性婚を認める法改正の実現に関しましても、私のような昭和の中頃生まれの人間にとってみても、今の時代はやはり実現していかなければいけない課題だというのは、強く思っています。

ただ、では私の周りで、私は基本的には主婦業が主なところですので、つまり企業人としてあまり経験がない私の周囲で、この問題に対して問題意識を持っている一般国民がどれだけいるかという、やはりなかなか長いものに巻かれてしまうと言いましょか、社会に内在されている問題に対して、しっかりと向き合う機会をいただいていないというところが事実だと思います。

私、娘が2人おりまして、既にどちらも30代半ばなんですけれども、子育てをしながら働いています。名刺にも婚姻前の名字を使って会社の中ではやっておりますけれども、そういったことが徐々に社会の中で認知されかかっているのではないかと思っています。

それからLGBTに関しましても、いくつかの区や市においては、パートナーシップ契約のようなものを認めてくださっているところもありますし、それからつい先般で言えば、経済産業省の戸籍上は男子である職員の方がトイレを使っているのかどうかということで、女性のトイレを使えないのは、いわゆる人権侵害と言いましょか、違法であるという判断もされていますので、徐々にこういった問題に対しても、社会の認知度というのが上がってくるのではないだろうかと思っています。

ですから、是非日弁連の皆様は是非情報を外部にいっぱい発信してください。これが普通の、つまりわざわざ対応しなければいけない課題というよりは、男女の性差を感じないで暮らせる社会が、普通の生きやすい社会なんだということを是非発信していただければと思います。

私の質問は、外部に対しては先ほどご発表いただいたようなアクションを続けていただきたいのですが、日弁連の組織内では、この男女共同参画基本計画策定後20年でどれだけの推進があったのか、どういう効果を実感してらっしゃるのか教えてください。

(原田副会長)

先ほどおっしゃった世論の問題は、政府がそう言っているけれども、実際は世論がだいぶ進んできていて、特に選択的ということは、自分を変えないという人が圧倒的なんですけれども、変えたい人がいたら変えてもいいんじゃないというところが、やはり進んできていないかと思っています。

日弁連内の問題は、大変耳の痛いところでございますが、まず母数である女性弁護士の数

が増えないということが非常に大きな問題としてありまして、私が36、37年前に弁護士になったときは女性が3%ぐらいでしたけれど、そこから司法試験合格者も増えて、女性の弁護士も随分増えたんですけど、まだ20%に届いていなくて、今18%から毎年0.1%ぐらいずつしか増えていない、というところがまずあります。

しかし、弁護士会の中で女性が活躍する、あるいは活躍しやすい状況を作っていこうということは、かなり努力をしておりますが、何せまだ日弁連会長に女性がなったことがありません。事務総長も女性は今までに1人です。それから、13人おります副会長の中で、女性は1人、2人、いないときもあるということで、意思決定機関に女性が参画するということになかなかできてこなかったということがありました。そこで2018年度から女性副会長クォータ制を採りまして、実は私もそれで今年副会長になっているのですが、13名の副会長以外に、2人定員を増やしまして、2人女性を必ず入れるというような形で、意思決定機関に女性を入れていく取組をしています。

それから、日弁連には理事会と言いまして、各弁護士会から選ばれてくる理事がいるのですけれども、その理事にも女性を増やそうということで、目標は30%ですが、当面、20%を達成するために、これも定員を4名増やしまして、女性の理事を増やしていくということを努力しております。

私は全ての分野に気が付いたことは言っていこうと思っております、副会長に女性が入って、気が付いたことは日弁連の中で変えていこうという努力をしております、今は、それで寂しい思いをせずに、この中で生きておりますので、日弁連の中もだんだんと変わってきているのではないかと思っております。以上です。失礼しました。

(北川議長)

これは、菊地会長、副会長のクォータ制というのは議論されましたよね。どうですか。変わってきているというのは。

(菊地会長)

クォータ制で選ばれてくる副会長、今度は理事もそうですが、女性弁護士の中で選ばれた方が出てくるわけですから、非常に戦力になるし、やはり空気もすごく変わってきているという感じはします。

ただ、おっしゃるとおり母数が少ない。それから法科大学院でも女性は30%に満たなくて、司法試験の合格率も30%程度という、そこをどうするかというのは、非常に大きな問題だと思っております。

(菰田事務総長)

やはり官庁などは優先的に女性を採用して30%を満たそうとしているので、女性が弁護士になる割合は合格率よりもさらに低いというのがあります。

(北川議長)

どうぞ。続けてご意見があったら。

(村木委員)

昔は、検事や裁判官に女性が本当に少なかったのですけれど、今は弁護士さんが一番女性比率が低くなっています。完全に検事、裁判官に負けています。やはりいくら検察庁や裁判所が一生懸命女性を採ろうと思っても、弁護士の方が魅力的だったら、そちらを選びます。なぜ弁護士にならずに検事になったのか、裁判官になったのか、何が魅力的でないのかは、調べれば分かると思うので、やはり対策を打つべきかなと思っています。

(菰田事務総長)

働きやすい仕事だというふうにもっとアピールしていかなければいけないですね。

(村木委員)

有休を取れるのかしらとか、そんなことをまだ言われている職場はもうほとんどなくて、ちょっとここは反省のしどころだと思います。

一つだけいいですか。さっきの別氏の問題で、本当にいまだに実現できていないのかというのは、私も全く同じ思いで、1回法制審議会の議論があったのに、あの後ちょっと風向きが変わって、それで、役人だった私がこういうことを言うのはあれですけど、世論調査の取り方なども非常に巧妙になっていて、賛成と言にくい、賛成がぼんと簡単に出ないような慎重な取り方になったり、報道の仕方もちょうと、別姓をもっと認めていいんじゃないかと強調する報道はやや抑制されている感があって、やはり世論の盛り上がりというのはおっしゃるように低いので、工夫が要るかなと思います。

もう一つ、私がお聞きしたいのは、そうはいっても本当に不利益がある、不便があるからこそ、ここまで進まないなら、まずは通称使用をやってしまうと言ったら、反対しにくくなるはずなのですが、その覚悟をすべきかどうかというのは、私は、ずっとこの何年間悶々としているんです。それをどうお考えになるかというのを是非教えていただきたいです。

(原田副会長)

通称使用を拡大していった場合、一番の問題は、国が国民をどう掌握するかということ、戸籍ですよ。

(村木委員)

戸籍です。そこだけです。

(原田副会長)

戸籍まで変えるのか。次にさっき言いました登記ですね。つまり、誰が所有者であるかをきちんと確定できるという、そこまで通称を認めるのだったら、戸籍を保持する意味が全くないわけですよ。

ですから、通称使用を拡大していく限界が、どこまで政府が覚悟して、どう転換するかというところではないかなと思います。

あと弁護士グループとしては、先ほど申しました非嫡出子の問題や婚姻禁止期間の問題が、いくら運動して国連でも言われても変わらなくて、裁判をして、最高裁判所が違憲だと言ったところだけが変わったので、これも裁判で違憲を取らないと駄目なのではないかという意見が強くなっています。

(北川議長)

村木委員さん、よろしいですか。

(村木委員)

はい。

(北川議長)

それでは、吉柳委員さん。

(吉柳委員)

どうやったら法律が本当に変わるのだろうか、素人目線でシンプルに考えたときに、今まで真っ正面に戦っていらっしやって、ずっと変わっていないので、その発想では厳しいのだろうかと思います。

世論がそんなに盛り上がっていないということもおっしゃられたのですが、同性の恋愛であったり夫婦別姓については、私の会社はグループでやっていて1600人ぐらいなんですけれども、20代、30代がメインで、管理職も半分は女性ですし、誰も結婚しても職業名を変えないですし、LGBTの採用も推奨しているので、LGBTの社員もいっぱい採りますし、それが当たり前の文化で毎日生活しているので、そこが常識の世界で生きているんですよ。

逢見さんもおっしゃっていたように、法律がないということは、グローバルな観点からしたら、国として遅れすぎていて恥ずかしいくらいで、そういう世論の押し上げがもっと広がっていくと、多分変わられると思います。

そうすると、世論を押し上げるプロジェクトリーダーがいると思うんですけれども、そういう方へのロビー活動みたいなものが必要なのかなと思っていて、もうちょっと強力的に、法改正を進めていただく議員のような方に、政策としてメリットを感じていただけるように根回しして行って、大きく世の中を動かしていくリーダーが必要なのかなと思ってお話を伺っていました。

例えば、担当ではないですけど、環境大臣が育児休暇を取られただけで、この1か月ぐらい、SNS上でいろいろな起業家の、僕は育休を取りますというアピールがすごいんです。ガラッといきなり世論が変わって、行動が変わるみたいなどころがあるので、それぐらいアイコンニックなリーダーがメリットを感じて、国が遅れていると、恥ずかしいことだと言って、舵を取ってくれるような方を盛り上げたりする必要があるのではないかなと、勝手な発想ですけど、聞いていて思いました。そういうリーダーになる方は生まれませんか。

(原田副会長)

夫婦別姓は訴訟を起こされて話題になりましたけれど、あとは、今のところ野党は全て、同性婚はちょっと差がありますけれど、選択的夫婦別氏は皆、賛成しているんですけど、やはり政府の中に強固に反対している方もいらっしやって、そういうところにどうやってアプローチするかという相談もするんですけど、なかなか今のところは難しいということです。そういうリーダーになっていただける方がいらっしやったら是非ご紹介いただき

たいと、お願いしたいぐらいです。

(北川議長)

森法務大臣だって不便に感じているはずですけどね。

(吉柳委員)

これを通したら選挙に当選するというくらいのメリットを感じて、盛り上げていくという。

(原田副会長)

あとそういう発想を持つ若い世代が投票行動に結びついて、それが選択の基準になるかどうかというところですね。

(吉柳委員)

企業の方はこういう話はとっくに結構進んでいて、常識になっているので。

(北川議長)

よろしいですか。では、太田委員。

(太田委員)

今のお話の続きのフォローアップになるのですが、さっき井田委員からも、不安という言葉が出てきた。要するに、先行きがどうなるのだろうか、この世の中、我が子にどういう影響が出るのか、一部の方が抱かれる先行きへの不安ですよね。

保守というのは、本来、エドモンド・バークが言うように、人間というのは間違える、だから現実を踏まえて修正していかなければならないし、だから時として多様な意見に耳を傾けることによって現実に即して修正を図っていく、それが本来の保守ではないかと思えます。

私など永田町などを取材していると、保守の概念とやっていることが、かなり乖離しているなという現実に直面するのですね。恐らくそこには、言葉が悪いですけども、守旧的なアジェンダに、保守のメリットというか、保守のラベルを求めていかざるを得ないような政治状況がひょっとしてあるのかもしれない。

保守の概念というものが時代に即した進化を十分に遂げていない中、守旧的な価値観に依拠しながら保守を声高に主張する政治家がいる。そういうイデオロギー的な保守の政治家と日弁連が議論されたことが、まずあるのかどうか。

要するに、お願いしますではなくて、とことん議論してみようよと。「あなた達の言っている保守って何なんですか」という問いをぶつけてみる。そういうアプローチをこれまでされてきたのかどうか。

今日の前田先生のお話をお聞きしますと、非常に説得力がござりますよね。第4次男女共同参画基本計画というものと、恐らく前田先生がおっしゃられた、目指していくところは非常によく似ている。経済発展しなくてはいけないから男女共同参画を進めるというのは、ちょっとそれはどうかなと思うのですが、多様な生き方とか、女性の個を尊重するとか、そこは通底するところがある。たコアな部分の保守層、先ほどおっしゃられたなかなか岩盤が厚

くてという話なんですけれど、是非そうした保守層と直に対話を試みる。その中で、これはおかしいな、理に合わないという問題点を浮き彫りにしながら、是非我々メディアも含めて議論を広げていく。保守の真贋が問われている今だからこそ、是非そういう議論をやっていただきたいなど、私は今日聞いていて思った次第でございます。これは意見でございます。

(原田副会長)

ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(浜野委員)

二つともとくに法改正してほしいなと思っていることなんですけれども、私もJETROで初の女性理事だったわけなのですが、今大学で男女共同参画を扱っていても、ロールモデルが非常に少ないんですね。チャレンジしていくということに現実的な得がないと、なかなか皆行動を起こしにくいというのがありますので、やはり先ほどおっしゃったように、アイコンニックな実例を見せてくださる方が必要なのではないかなと思います。

プラスアルファ、法律婚の場合には、先ほどおっしゃっていただきましたように、相続税とか、いろいろな不利益がこれに付随しているわけですね。さっきおっしゃったように、私たちの仕事ではパスポートのことが非常に困るんです。そういった枠組みのところが変わっていかないと、今、会社では夫婦別姓が通っていますから、それがちょっとネガティブに働くというのは問題で、多くの方に目を向けてもらうには、相続税とか、いろいろなところでも改定が進んでいくということが、セットになって必要ではないかなと思います。

相続するというとプラスの相続ばかり皆考えていますけれど、今、お墓も墓仕舞いを誰がしようとか、家も空き家になっちゃってどっちが持つかというような、マイナスの相続というのはいっぱい出てきているんですね。社会問題になってきているわけで、そこももうちょっと変化に対応するような、チャレンジが生き残っていくためには、いろいろな制度を変えて、国民目線で政治家の方にもやっていただきたいなと思います。

同性婚に対しても同じようなことが言えると思います。何となく奇異な目で見ていた人達が、今はだんだん、普通にいらっしゃるんだなというふうに変ってきています。時代とともに変わると思うのですが、特にグローバルな仕事をしていますと、海外の現場ではそういう方がたくさんおいでになって、もちろん仕事は普通に能力でやっているわけですから、日本のこういう感覚はそぐわないわけですね。そのところはどんどん変わっていったほしいなと思いますので、政治と、アイコンニックな方をうまく見つけていくということが、国民の関心を引き込んでいくのかなと思います。

(北川議長)

鈴木さんはよろしいですか、ご発言は。無理に言ってもらわなくても。原田副会長さんが別の会議のためご退席されるということをご連絡いただいているので、もしあれなら先に

ちょっとお答えいただいとと思うので。

(鈴木委員)

多分、インテリジェンスのある人たちは、大体みんなしっかり受け止めて、賛成だと言うのでしょけれども、問題は左右対立ではなくて、今は上下対立といいますかね。論理性のない人たちにどう切り込むかというのが、多分運動論上の論点であろうと思います。そこをしっかりとやる気があるのかという、論理では説得できない人をどうするかが必要で、やはりその本気度が問われるのだと思います。今潮目が変わっているところだと思うので、もう一押しなんだと。論理の領域では勝っていると思います。

あと、何で最高裁がこういう判断をするんですかね。何か、人選がどこで行われているかみたいなのも考えてしまいます。その辺りの大人の都合的な嘘っぽいところにも斬り込んでいかないと、なかなか論理の世界を超えて政治力にはつながっていかないかなと思いました。(北川議長)

ありがとうございました。田中さん、行政現場でご苦労いただいて、一言何かありましたら。

(田中委員)

我々は基礎自治体なので、例えば、LGBTの関連でいえば、渋谷区や世田谷区は取り組んでいます、私どもはまだ何にもしていないんですよね。世田谷区長に一回教えてくれと言って、いろいろお話を聞いたんですけど、もう一回、また勉強し直さなければならぬかなと思っているんですね。

ただ、技術的には、要綱でやった方がいいんだとか、条例でやった方がとかという議論はあるのですが、言えるのは、我々基礎自治体としては、やはり何かの証明みたいな法的な根拠があってこそ、我々の仕事は成り立つので、その法的な根拠がちょっと曖昧な中で、どこまで踏み込むか。また、首長が変わったらやめてしまおうというような話であれば、それは踏み込むのがいいのかどうなのかという、私はちょっとそこのところで慎重になっています。

それから、議論を聞いていて、女性の活躍が何か遅れているような前提に立った議論にも聞こえるときがあるので、私はそう思っていないくて、例えば報道もされているサラリーマン川柳でも、「我が家では 妻と娘で ワンチーム」とかね、「土地もある 家もあるのに 居場所なし」とか、「ママ自立 子供独立 パパ孤立」とかね、不遇な方もいらっしゃるかも分からないけれど、私の周りを見ていると、以前と比べて女性は強くなってきていると思うんです。

村木さんがまだ厚労省にいらしたときに、保育園の問題でお尋ねさせていただいたんですけど、結局今は、保育園に入れないという問題があってこそ、育休を1年から1年半というふうに延長ができますという制度なんですよ。だから、我々基礎自治体からすると、育休を長く取りたいのに、育休を延長するためには保育園に申し込まなければならないからという人の申請も、受け付けなければならないなくなっているんです。

だから、育休をもっとちゃんと、経済給付も含めて、育休を取りたい人が取れる社会にするべきだということの方が、男がやるとかやらないという話題性よりも、本質的な大事なことだと思います。連合の方、帰っちゃいますけれど、連合にも以前に何度もそういう話をあげたんですよ。何か、本質を見ようとしなくて、話題性があることばかりに行こうとするところがあって、本質的なところを議論していくためには、あんまりちやほやしない方が私はいんじゃないかなと感じました。そんなところでございます。

(北川議長)

原田副会長さん、5時にご退席ということをお願い受けていたのですが、本当にすいません。何か見解があったら少しだけお答えいただいて、なければどうぞご退席いただいて。

(原田副会長)

活躍するために、とつても犠牲を払っていますということだけ言いたかったです。どうもありがとうございました。

(北川議長)

この項は、これで一応議論を締めさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

議題② 日弁連の広報戦略について

(北川議長)

それでは、引き続きまして第2の議題として、「日弁連の広報戦略について」を検討していきます。関谷文隆副会長、吉岡祥子広報室室長、松田由貴広報室嘱託にご説明をお願いいたします。

(関谷副会長)

広報担当副会長の関谷文隆でございます。日弁連の広報については、平成30年3月7日の第57回市民会議のときに、弁護士会における広報活動の在り方について、というテーマで取り上げさせていただいたのですが、今回は、特に力を入れております各種相談事業の広報・広告について、ご紹介いたします。

広報の関係では、ムービーを作成されている委員会がございまして、その中から日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長の上相先生にも来てもらいました。細かいことは、広報室というところがございますので、広報室から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(松田嘱託)

広報室嘱託の松田由貴と申します。本日は、お時間を割いていただきまして、どうもありがとうございます。本日は、レジュメに記載のとおり、ムービー、ランディングページ、雑誌広告、SNSについてご紹介したいと思います。

まずは、若干のお時間を頂戴しまして、ムービー①「ハラスメントA面・B面」をご視聴いただきたいと思います。

(視聴)

(松田囑託)

次に、(1) ②アニメ「法律に相談しよう」をご視聴いただきます。全部で8本あるのですけれども、そのうち2本を再生させていただきます。

(視聴)

(松田囑託)

(2) のランディングページの①は、お配りしているカラーの資料のとおりです。また、②女優の武井咲さんを起用したスペシャルサイトというのもございまして、こちらは、今画面に映しているとおりでございます。

これらはウェブサイトによる広報ですけれども、同時に費用をかけて、リスティング広告やバナー広告を出稿し、ランディングページに誘導している、その意味においては、広告であると考えております。

(3) の雑誌広告は、まず①中小企業向けのものについて、本日実物を何冊かご用意しましたので、適宜、ご覧いただければと思います。

また②高齢者向けのものについては、お手元にお配りしているものは、制作中であるため、本日は後ほど回収させていただきます。ご覧のとおり、漫画を用いたものになっておりまして、こちらは高齢者向けの雑誌への出稿を予定しております。

さらに、四つ目としまして、フェイスブックも開設しております。まず①中小企業向けですが、画面のとおり「働き方改革関連法ちょこっと解説」などの記事を投稿しております。

また②法律相談センターのものも開設しております。画面のとおり先ほどのムービーの紹介ですとか、全国の法律相談センターの紹介などの記事を投稿しております。

私からは以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(関谷副会長)

ただいま、松田囑託からご紹介いただいたもの以外にもいくつか取組がございますが、今回は、各種相談事業について重点的にご説明しました。ご質問があれば是非承りたいと思います。取組としては随分力を入れて、予算も注入してやっているのですが、試行錯誤がずっと続いております。是非、弁護士会の行う相談ルートにも乗っていただきたいと考えておりますので、戦略的なことを含めて、是非ご示唆を賜れば有り難く存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(北川議長)

ありがとうございました。広報、あるいは相談窓口等々について、ご意見やご質問はございますか。どうぞ、浜野委員。

(浜野委員)

ありがとうございます。いろいろな取組をなさっていると分かったのですけれども、こういったものは役所もそうで、大概いろいろなところで作るのですが、どこで発信するかが、

国民にとって利用しやすいかどうかということに、非常に大きく影響すると思います。

例えばウェブですと、自分でプルして取りにいかなければいけないんですよね。でもこういう活動は、常にそこにあって、目に触れるということが非常に重要です。なので、多くの方に利用していただくには、例えば銀行の待合室、あるいは病院で診察を待っている間に、これが流れるというふうになると、老若男女たくさんの方に見ていただけるような機会になるのではないかなと思います。実際には、どういったところで放映されているのでしょうか。

(上相日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長)

日弁連公設事務所・法律相談センターの方で広報を担当しています、上相と申します。よろしくお願ひします。こちらは、昨年度作成した動画ですけれども、基本的に掲載しているのは、ユーチューブを使ったウェブ上です。その当時、キャンペーンをしていた2か月間に関しては、いわゆるユーチューブの広告を使って、バンパー広告も含めて、かなりの広告の配信もしました。

それ以外には、各弁護士会にはDVDと動画のデータを配布して、活用してくださいというお願ひはしているのですが、残念ながらそこまでございまして、日弁連として具体的に掲載しているのはウェブ上のみというのが現状です。

(浜野委員)

ちょっともったいないですよね。ウェブまで取りに行くという人は、かなり限定的だと思います。例えば山手線に乗ったら動画配信されているとか、いろいろな方が集まって、ちょっと時間があるときにそれが流れてきて、耳に入って、じゃあ行ってみようかということが、ユーザーフレンドリーにとっても大事なことはないかなと思うのですけれど。

是非、広告も広告で、広告代理店といったところにお任せすればいいのですけれども、もっと卑近なところで目に触れて、活用しやすいということが必要なのではないかなと思いました。

(松田囑託)

先ほど山手線の方というお話があったと思うんですけども、山手線は費用の面からなかなかできないところがありまして、東京メトロですとか、その他のJRですとか、あと東京に限らずなんですけれども、トレインチャンネルなどを利用して、先ほどご覧いただいたものではなくて、数年前に作成した武井咲さんが出ていらっしゃる方のCM的なものがあるのですけれども、それを毎年1回か2回ほどは流すようにしています。やはり費用面で1回2回がせいぜいかなというところで、そこは苦慮しながら、予算と見合いながらやっているところでございます。

(北川議長)

吉柳委員さん、お願ひします。

(吉柳委員)

PR会社をやっていて、広報が仕事の専門なので。作られているコンテンツは、一般市民

の方が、こういう問題のときにぶつかるとこういうふうに頼むんだなという、ソリューションとケースがストーリー型になっているので、分かりやすいなと思って聞いていたのですが、

広報とおっしゃっているのですが、専門的な領域から言うと、手法が広告なんですよね。なので、メディア投資にすごくお金がかかってしまうので、もっと広報として、メディアにタダで取り上げてもらうというところを戦略的にPRすると、だいぶコストも浮いてくると思います。例えばこのコンテンツにあったハラスメントなどの課題というのは、一般メディアでも特集されているところだと思うんですけど、その解決方法として日弁連の活動が一切出てこないで、特集の最後にソリューションとして少しでも紹介されるように、メディア側に、PR会社を使ってもいいと思うんですけど、そういう戦略PRのようなことをすると、わざわざメディアを買う必要がないと思います。

広告的なアプローチだとどうしても、広告だと認識しているものは生活の中ではスルーされることが多いと思います。やはり普段接している情報の中に、いかに入り込むかということが大事だと思うので、PRをやられた方がいいのではないかなと聞いていて思いました。

あとメディアで言うと、私たちの会社ではいろいろな企業の広告もやっていますし、PRもやっていて、どのメディアで物が売れるかというのは相当検証しているのですが、今は雑誌広告よりもソーシャルメディアですとか、それからシニアの方々で法律問題を抱えて迷っていらっしゃる方にも情報を届けるべきなので、同じ広告だったら、高いとは思いますが、新聞広告の方が効果的だと思います。

なるべく、純広告と言われるこういうポスターのようなものを投稿するのではなくて、エディトリアル広告と言われる編集記事のようなものを投稿された方が、もっと能動的に読まれるような情報になってくると思います。そういう編集視点ですとか、PRを戦略的に視点に入れられた方がいいんじゃないかなと思いました。

(上相日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長)

ありがとうございます。先ほどの動画に関しましては、作った当時は、プレスリリースもかなりして、いろいろPRはさせていただいたんですね。全国紙にも2紙ほどでしたか、小さい記事ですけども、取り上げていただき、地方紙にも多少は取り上げていただいたというところであったのですが、やはりなかなかそれが継続できないといえますか。そのときには取り上げていただくのですが、その先継続的にとなると、新しい動画を作るか何かをしないことには、広報としては一過性のものになってしまって、続けられないなというのが悩みではあるんです。やはり費用をかけて広告に載せていかないと、続けて見ていただくことが難しいのかなと、ちょっと思ったりしたんです。

(吉柳委員)

自分の会社を宣伝するわけではないですが、PR会社という存在は、メディアの方々がいちいち取材記事を書かれるときに、サポーターみたいな形で情報を届けるんですよ。な

ので、その活動費だけ払えばいいということになります。やはりプロが動かないと、情報というのは継続できなくて、その情報を作っていく人たちがいるんです。

広告だと、その10倍ぐらい投資しなければいけないので、そういう広報の予算だったらコストを10分の1に下げて、広告ではなくて、PRにした方がいいのではないですか。

(上相日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長)

同じコンテンツを使い続ける形であっても、PRをうまくしていただければ、広報としては、継続できるということですか。

(吉柳委員)

こちらのコンテンツというのは、広告的なコンテンツだと思うので、情報を作る。さっき言ったようにメディアが、毎日ハラスメントとかいろいろな編集記事を出していると思うのですが、その中で紹介される座組を作るという、記者にアプローチするというやり方があるんですね。

(北川議長)

どうぞ。

(田中委員)

いいですか。僕はもともとテレビをやっていたので。それでも私が第一線にいたのは30年以上前で、それこそいろいろな番組の視聴率を売っていたので、その経験で言いますけれど、フリースポットというんですけれど、売れ残りだけ買うというスポンサー、売り方があるんですよ。たいていは早朝とか深夜になるのですけれど、当然、プライムタイムの中でそういうのが出ることもあります。

そうすると、1本当たりの単価など普通のスポットCMより全然安いので、ラジオの値段ぐらいまで落ちるかどうか分からないけれども、ものによっては。そういうものだと、頻度も繰り返し繰り返し、本数は稼げるので、割とリーズナブルだと思います。地上波はやっぱり何だかんだ言っても一番波及効果は大きいかなとは思いますがね。

(北川議長)

よろしいですか。あとどうぞ。

(河野委員)

私も対象と機会のことは考えてみましたが、それよりも一般人からすると、この広告を目にしたときに、一番私が心配することって、相談って費用がどのぐらいかかるんだろうということなんですよ。

気軽に相談してください、弁護士は専門的な知識もありますし、ありとあらゆる日常生活の皆様のお困りごとに対応できますよと、言ってくださるのはとても有り難いのですけれども、これまでの弁護士さんという職業に対する一般人の受け止め方は、できれば関わることがなく一生を終える方が安心だろうと。もし困ったときにも、重大なことではないと、弁護士さんのところに相談に行く状況にはならないという前提でいると思うんですね。

私は、世の中は変わっているし、相続が義務化されたり、成年後見についても大変な数に

対応しなければいけないという状況ですので、弁護士の先生方がこういったところに対応してくださるということには、本当に感謝の一言なんですけれども、やはりこれまでの印象からすると、例えば本日の資料で、こんな悩みも弁護士に相談していいの？と書いてあるこの四つのカテゴリーの中だったら、私ならば、一番最後の交通事故や消費者トラブル、これはやはり弁護士の先生に相談しなければなと思います。でも、例えば、最近問題となっている職場でのハラスメントの悩み、人間関係の悩み、もっと迷うのは、将来の不安って、弁護士の先生方に相談して、果たしてどこに導いてくださるのだろうかというのが、具体的には分からないような状況でした。

ですので、手を差し伸べてくださっているのはよく分かりますが、やはり費用の問題と、どこまで本当に、専門的知識・法律的な観点からは望むべくもない最高の相談相手である弁護士さんに、こんな私のちっぽけな悩みを相談しても対応していただけるのだろうかという、こちら側から見た悩みと、先生方から見た悩みの粒感の違いみたいなものが、やはりちょっとギャップがあるなと受け止めました。

質問ではなくて、そういう印象で、この広告といいたましようか、情報提供を受け止めたということをお伝えしたいと思います。

(上相日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長)

ちょっとだけご説明させていただきますと、法律相談センターというのは、各弁護士会それぞれ、愛知県なら愛知県弁護士会というふうに、それぞれの会にあるのですけれども、金額が弁護士会によってまちまちなんです。時間も違えば、金額も違うというところがありまして、統一的にできればいいのですが、なかなか難しいということが一つあります。それと、今回の資料として配布させていただいているランディングページに関して言うと、それぞれの一番最初に、これはたまたま今やっているキャンペーンで無料なのですけれども、無料ですとか、30分5千円ですとか、できる限り料金については分かりやすく入れさせてはいただいているのですが、ただ、各地の相談センター全体でとなると違うので、うまく説明ができないところがあるというのが実情です。

(北川議長)

はい。

(浜野委員)

ここに書かれているのは、一般向けの方もいらっしゃると思うんですけれども、顧客の中核の中には、中小企業のオーナーの方とか、様々な事業者の方がおられると思うので、中小機構やJETROは、日弁連さんがMOUを結んでおられると思うんですね。JETROの場合には、私は広報課長を長らくやっていたのですけれども、「世界は今」というテレビ番組を自主で作っています。そういう中で、もう少し突っ込んでご提案いただいて、日弁連の弁護士さんがお手伝いして、例えば知財の問題をこういうふうに解決したというような実例を取り上げていただくようなことを年に何回かすれば、だいぶ違うのではないかなと思います。

中小機構がそういうのを作っているはずですので、それですとお金は全然かからないで、先方が全部作ってくれますよね。そういったところも、もう少し戦略的にご活用されるといいのではないかなと思いました。

(北川議長)

どうですか。広報については今までも日弁連さんの悩みで、このままだと延長のような気がするので、JETROさんもおれば、消費者協会のような連合もいたら、その辺りで直接的な話を行うと、むしろ広報の役割になって、法の支配が行き届くのかなと思いますが。

(関谷副会長)

ご指摘のとおりだと思います。ただ、今回、特に相談業務ということに絞り込んでご説明した趣旨は、いろいろと広報を発信しているのですけれども、あまりにも範囲が広いものですから、いろいろな方向から、ご示唆に富んだご指摘をいただくのですけれども、もうじきこの菊地執行部も終わる中で、何を伝えていくのかと絞り込む作業もございまして、私どもで予算をコントロールする権限もほぼありませんので、是非次年度の執行部に今のお話をつなげていって、日弁連の活動も社会全体に行き渡るようにしたいと思っております。

(柳楽事務次長)

むしろ、いろいろ教えていただきたいのですけれども、広告を買いに行くのではなくて、それは広告であって、広報としてもっと取り上げてもらうための活動をやるべきなのではないかと、そういうご示唆をいただきました。

あとは、そのパイプ作りをどうやってやればいいのかというところも、是非この機会に教えていただけたらと思うんですけれど。

(北川議長)

これは吉柳さんですかね。

(吉柳委員)

というわけでPR会社にいますので、PR会社に発注したら広告ではないメディアというのをやってくれます。

(北川議長)

どうぞ。

(鈴木委員)

質問なんですけれど、弁護士さんは何万人もいて、中にはインフルエンサーみたいな人もいないじゃないですか。SNSやブログのヒット数の多い先生とか、その弁護士さん個人の発信力は、把握はされているのでしょうか。

(柳楽事務次長)

何人かはそれはいらっしゃると思うんですけれども、日弁連としてその方を活用するというのは、ちょっと考えてはいないですよね。

(鈴木委員)

せっかくコンテンツがあればリンクを貼ってもらったりとか、ひと手間掛けるだけで広

報になると思うので、内部リソースも使わないと駄目なのではないですか。

(柳楽事務次長)

そうですね。日弁連でも、ツイッターやインスタグラムはやっているのですけれど。

(鈴木委員)

リツイートが増えるだけでそこにたどり着く確率が上がるので、会員に協力を依頼するというのも低コストでできるのではないのでしょうか。

(柳楽事務次長)

ちょっと強制加入団体としての難しさがございまして、日弁連でやっているいろいろな施策について弁護士の意見は様々であるということと、日弁連として特定の弁護士の宣伝になるようなことはしにくいというのもあると思うんですね。

(鈴木委員)

(鈴木委員)

ですが、日弁連のコンテンツのリンクを貼ってもらうだけですから、個人のPRとは全く関係ないし、強制するわけでもない、ただ伝書鳩になってくれる人が何人か集められますかというだけの話です。そりゃあ、構成員がPRしようと思わないPRでは、社会にインパクトがないですよ。(柳楽事務次長)

中小企業向けの電話相談で、ひまわりほっとダイヤルというのを運営している中小企業センターのフェイスブックページを先ほどご覧いただいたのですが、こちらを「いいね」している弁護士は、本当に一部の弁護士だけで、非常に数が少ないんですよ。しかも、「いいね」している一人ひとりの弁護士からも全然拡散していないと。SNSの拡散力を全く活かしていないというのが現状かなと思います。

(北川議長)

その辺りを脱皮してもらわないと、日弁連さんの広告下手というのは、問題があるのではないですか。

(菊地会長)

一考する価値があります。

(北川議長)

このままだと、なかなか深まらないでしょう。努力したけれど駄目だったというのは、何のための会議かということになったときに、じゃあこのようにしましょうというような案が出てこない、なかなかメンバーは、会員だから何かとか、そこから議論が脱皮しないと前に進まないのではないかと思うんですけどね。

どうぞ。

(田中委員)

弁護士さんをご活用くださいという、入口を国民に知っていただきたいということの広告なんでしょうけれど、国民の側からすると、相談に行っても、着手料だけ取られて、何もしてくれないので、弁護士を変えましたという話は結構あるんですよ。

ですから、そういう良くないケースがあったらお知らせくださいというような感じで、広報するというのがあってもいいのかなど。これだけどんどん世の中に法律家が増えているので、やはりそういう、警察でいえば監察のような機能も充実させて、その受け皿というのをPRしていかないといけないのではないかという気がします。

(北川議長)

これはやられているんじゃないですか。

(関谷副会長)

苦情の窓口はきちんと設けてあって、各弁護士会ごとで、電話あるいは面談で苦情を聞いて、問題の弁護士に対して指導したり、あるいは説明をしたり、場合によっては紛議、懲戒という手続をご案内しています。

(北川議長)

ということで、これは永遠の論議でございまして、どうぞ日弁連さんも、法の支配が行き届くという大前提で、皆さんが納得されるような行動に移っていただくように、広報のほうも是非頑張ってくださいなと思います。どうもありがとうございました。

6. 報告 国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に関する日弁連の取組

(北川議長)

それでは、今日の議題は終わらせていただいたわけですが、報告事項として「国連の犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に関する日弁連の取組」について、ご報告をお願いしたいと思います。白副会長さんにご説明をお願いしたいと思います。

(白副会長)

副会長の白承豪と申します。兵庫県弁護士会所属であります。主な担当は、国際関係と人権関係です。座ってお話しさせていただきます。

kongressについて、報告させていただきます。皆さん既にご承知だと思いますけれども、今年の4月20日から27日まで、第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都 kongressが開催されます。

日弁連は、日本のよりよい刑事司法の実現を目指して活動を継続しており、1985年から毎回このkongressに会員を派遣しております。今年の京都 kongressに向けて、2016年10月にはワーキンググループを立ち上げまして、準備を行ってきております。

このkongressというのは、刑事司法に関する世界最大の政府間の国際会議でございます。担当しているのは国連薬物犯罪事務所でありまして、1955年から5年ごとに開催されています。

日本では、1970年の第4回に、同じく京都で開催されておりまして、50年ぶりの日本開催ということでございます。今年はオリンピック・パラリンピックが東京で開催されますが、kongressも50年ぶりの京都開催です。会場は、前回と同じく国立京都国際会館で開催される予定でございます。

この会議には、各国の司法大臣、検事総長、各国の政府代表、国際機関、NGO関係者等、数千人の参加が予定されております。今年は日本の刑事司法制度が全世界に知れ渡ることになりましたので、例年より参加者が増えるのではないかと考えております。

このコンGRESSでは、犯罪防止、刑事司法分野の対策、国際協力の在り方などについて検討し、宣言を採択する予定になっております。日本での主管は法務省です。また、超党派で議員連盟も立ち上がっており、上川陽子元法務大臣が代表をされておまして、徐々に盛り上がりを見せているところであります。

コンGRESSではこれまで、刑事司法に関わる数多くの基準や規範が採択されてきております。犯罪防止や刑事司法の運営という枠組みの中ではありますが、受刑者の処遇や被疑者・被告人の権利、司法関係者の独立や保護など、人権に関わる問題解決を図ってきております。

例えば、被拘禁者処遇最低基準規則、いわゆるマンデラ・ルールズと言われているものですが、それに代表されるような被拘禁者関係の人権の基準や、また弁護士の役割に関する基本原則、犯罪及び権力の濫用の被害者のための司法の基本原則の宣言、少年司法の運営に関する最低基準規則（いわゆる北京ルールズ）等が採択されました。

また、自由を剥奪された少年の保護規則、少年非行防止ガイドラインなど、刑事司法における人権に関わる多くの基準や規則が設定され、世界各国の刑事司法に大きな影響を与えております。

日弁連におきましては、昨年4月に、この京都コンGRESSにおいて採択が予定されている政治宣言に盛り込むべき事項に関して意見書として公表しており、世界の関係団体から高い評価を受けているところです。

公表した内容を簡単に紹介しますと、京都コンGRESSの全体のテーマが、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進ということですので、日弁連としては、罪を犯した者が社会復帰できる社会の実現を国の責務とすること、マンデラ・ルールズを遵守した被拘禁者の処遇の実現を図ること、刑務所における強制労働を廃止すること、死刑制度を廃止することなどを求める内容になっております。

京都コンGRESSは、先ほどご説明しましたように、いわゆる政府間の会議でございます。ただ、NGOも全体会議を傍聴したり、また、事前申請をすることによって公式行事であるサイドイベントの開催が可能となっております。現在のところ、各団体から250を超えるサイドイベントの申請がなされているということがございます。日弁連も六つのサイドイベントを主催し、また、二つのイベントを法務省などと共催をすることを予定しております。世界から集まる政府機関や専門家に、日本の現状を訴えることを予定しております。

また、サイドイベントとは別ですが、開催期間中である4月25日土曜日に、京都大学におきまして国際シンポジウム「刑事司法の未来を展望する—刑事司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とともに共存できるのか」を開催することを予定しております。内容は二部構成としており、テーマは、「弁護士の職務の独立と保護を確立するために」及び「世界

のあらゆる国と地域での死刑廃止を目指す」を取り上げる予定にしております。死刑廃止については、この市民会議でも以前、議題としてご議論いただいたと伺っております。

コンGRESは国際会議ですけれども、参加登録料はかかりません。ただ、事前登録をしないと参加できないので、ホームページ等を確認していただければお分かりだと思うのですが、まず2月10日までに参加表明をしたうえで本申込みをすることになっておりますので、希望される方はその手続をしていただきたいと思います。

4月25日の日弁連主催の国際シンポジウムにつきましては、コンGRESとは別の行事ですので、特に参加登録などは不要でございます。関心のある方は、是非、京都に足を運んでいただければ幸いです。以上でございます。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。菊地会長さん、全体にどういう意義があるかというか、少し説明いただけますか。

(菊地会長)

意義ですか。以前に国連の会議で、日本の刑事司法は中世並みだということと言われて大騒ぎになったのですが、それ以来、実は今日まで、日本の刑事司法はあまり変わっていないんですね。刑事司法はどうなるんだと、国際水準に全然達していないというのが、我々の認識であります。

ただ、今回の京都コンGRESについては、国連、法務省が舵取りをしまして、やはり日弁連がサイドイベントも含めて動かなければいけないということで、法務省とは協力関係にあるんです。

今私ども日本の弁護士はあまり意識していないのですが、国際会議などに行くと、世界では弁護士が、監禁されたり、脅かされたり、大変な目に遭っているのだというのが実情だそうで、日本は平和ですねということをよく言われます。そういう状況の中で、世界では、弁護士を守らなければいけない、非常に厳しい状況にあると言われてます。

そういう中での今度の京都コンGRESですので、弁護士の独立ですとか、法の支配ということが大きな柱になっているのと、もう一つは、法教育をどうしていくかということも世界的な視野に立つということです。いろいろな示唆に富む京都コンGRESになるのではないかという気がいたしますので、もし時間があれば是非お越しいただければと思います。

(北川議長)

ということで、ご意見よろしいですか。太田さん。

(太田委員)

ドーハ、サウジアラビアなど、中東ですよ。私たちの仲間のジャーナリストも殺されたりしているんですけれども、こういったカタールというのは、今サウジアラビアと断交していますけれども、政治の恣意性によって、司法が動かされているというところが見られるような国からも参加者があるんですか。

(白副会長)

具体的に参加者を確認したわけではありませんが、前回の kongress がドーハで行われていまして、その流れでいくと恐らく参加者がいるのではないかと思います。

(太田委員)

政府が中心なんですね。であれば、当然法務省の予算を使っているわけだから、そういった会議をエンドースすることに税金を使っているわけですから、公共政策の在り方というのは、どうなのかなと思いました。カタルを批判するつもりはないし、カブース国王のオマーンなどはそれなりの国なので、そんなことを言うつもりはないんですけど、サウジアラビアとか、非常に私は心配でして、その辺も是非ちょっと公金を使ってやるということ、そういった国からも参加者が来るということに対する、日弁連なりの研ぎ澄まされたバランス感覚を持って見ていただいて、また何らかの形でフィードバックしていただければ非常に有り難いと思います。

(菊地会長)

基本は国連のお金なのではないでしょうか。

(白副会長)

そうだと思います。国連が主催していますので。ただ、日本での主管は法務省なので、法務省がいろいろ人集めをしてくるということでしょうか。

(菰田事務総長)

多分、企業のスポンサーなどからお金も集め、人手も使ってやっているという感じではないでしょうか。

(井田委員)

短く質問です。日弁連の国際シンポジウムの第1部のテーマは、「弁護士の役割に関する基本原則採択30周年—弁護士の職務の独立と保護を確立するために」ということですが、何か私ドキッとしてしまって、これは弁護士の職務の独立と保護を確立しなければいけない、現状はできていないという、日本の状況が危ういというような問題設定でなされるのか、世界の法律家は今もっと大変だという話なのか、両方なのでしょう。どういうことで、このテーマを選ばれたのか、教えていただければと思います。

(白副会長)

このテーマは、恐らく世界の弁護士に向けた話になると思います。私も何度か国際会議に行ったのですが、弁護士の独立が完全に保障されているのは日本だけというか、日弁連だけで、その活動について、とても他の国の弁護士会が興味を持っていますので、恐らく日弁連の活動も含めて、そういった内容を報告するのかなと思っています。

(北川議長)

よろしいですか。それでは、ありがとうございました。

6. 次回日程

(北川議長)

第65回、次回の日程は、現段階で委員8名の参加が可能ということで、3月27日の金曜日、午後1時30分から午後3時30分に開催させていただきたいと思いますので、委員の皆様ご了承をいただきたいと思います。

7. 閉会

(北川議長)

それでは、第64回の日弁連市民会議を閉会させていただきます。なお、この後、6時15分から日比谷松本楼3階の蘭の間で、懇親会を開催させていただきますので、ご列席の方はご予約をいただきたいと思います。あとはよろしゅうございますか。

(菊地会長)

今日は本当に楽しく、ためになったご議論をいただきまして、ありがとうございました。この後、是非懇親会もお付き合いいただければ、よろしく願います。

(北川議長)

それでは、皆さんどうもありがとうございました。

(菊地会長)

どうもありがとうございました。

(了)